

競争的研究費の直接経費からの研究代表者等の人件費の
支出により確保された財源の活用方針

令和5年6月21日
役員会決定

競争的研究費の直接経費からの研究代表者（P I）人件費の支出により確保された財源の活用方針を以下のとおり定める。

1. 目標

本学は、競争的研究費の直接経費から研究代表者等の人件費支出により確保した財源を活用することにより、研究者が研究に専念できる環境の整備を推進し、多様かつ継続的な挑戦を支援する体制強化を図ることで、本学全体の研究力向上を目指す。

2. 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

(1) 直接経費から人件費を支出した研究者への支援に資する方策

- ① 研究者自身の処遇の改善
- ② 研究室の環境整備，その他研究者の研究推進に必要な経費

(2) 本学の研究力強化に資する方策

- ① 共用設備・機器等，全学的な研究基盤の整備
- ② 博士課程学生等，若手研究者活躍のための支援

3. 執行にあたる留意事項

- (1) 直接経費からの人件費支出は研究者の希望に基づくものとし，本学が支出を強制するものではない。
- (2) 本制度の活用にあたっては，上記の目標の達成のために人事給与マネジメントの改善等を含む組織改革の一環として実施する。
- (3) 経費の使途・活用策については実施状況等も踏まえつつ，必要に応じて見直しを行う。

4. その他

民間からの受託・共同研究費において，直接経費からの研究者の人件費支出が可能な場合，確保された財源の使途・活用策は本方針を準用する。